継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。ただし、統括管理技術者と同時期（半年以内）の変更は不可とする。なお、工期中において設計・施工等の進捗状況に応じて、受発注者間の協議により配置を取りやめることがある。

⑯　平成28年４月１日から資料の提出期限までの間に、当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）においては、次の条件を満足していること。

①　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑰　調査基準価格を下回った価格により落札した場合は、品質管理を行う監理技術者を補佐するため、監理技術者と実績も含めた同等の要件を満たす専任の技術者１名以上を追加配置すること。また、共同企業体の場合は、共同企業体のそれぞれの構成員から監理技術者と実績も含めた同等の要件を満たす専任の技術者１名以上を追加配置すること。

なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告すること。

⑱　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。共同企業体の場合は、構成員それぞれが以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑲　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記⑴から⑯に掲げる条件をすべて満たす者で構成され、かつ、次により構成しなければならない。

①　構成員の数及び組合せ　当機構東日本地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について、上記⑵に示す認定を受けている者どうし２社の組合せとする。

②　構成員の技術的要件

イ　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

ロ　発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種（人口集中地区（平成27年度国勢調査ＤＩＤ地区）における鉄道近接施工を伴う土留め工事の施工実績を有すること。

ハ　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　出資比率　各構成員とも、30％以上の出資比率であること。

④　代表者要件　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であってかつ、出資比率が最大であること。暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

⑳　共同企業体の場合の登録申請等

①　登録申請　本工事の競争入札に参加を希望し、７⑶の申請書及び資料を提出しようとする共同企業体は、事前に当機構の所定様式による「共同請負入札参加審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」、「委任状」及び「構成員の施工実績」（以下「特定ＪＶ登録書等」という。）を提出しなければならない。

②　「特定ＪＶ登録申請書等」の提出期間、場所及び方法

提出期間　平成30年11月１日（木）から平成30年12月４日（火）までの毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時までの間は除く。）まで（提出日時は、事前予約すること）

提出場所　〒163―1313 東京都新宿区西新宿６丁目５番１号（新宿アイランドタワー13階）　独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　総務部　経理課　電話03―5323―0631

提出方法　持参するものとし、郵送その他によるものは受け付けない。申請書は、特定ＪＶデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。（使用するＩＣカードについては、電子入札運用基準８－４を参照）なお、上記期間内に「特定ＪＶ登録申請書等」を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

③　認定資格の有効期限　認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

④　その他

イ　共同企業体の名称は、「○○・△△建設工事共同企業体」とする。

ロ　⑲共同企業体の構成基準②に該当する工事経歴書を添付すること。

３　二段階審査　本工事は、入札に先立ち１次審査及び２次審査（技術交渉）の二段階の審査を実施する。

４　１次審査　競争参加資格の確認資料の提出に合せて、技術審査資料（簡易な施工計画等）及び１次審査提示価格を提出すること。技術審査の結果、一定の水準を満たす３者程度について競争参加資格を有する者として選定する。１次審査適格者には目標価格を提示する。

※１次審査提示価格とは、ＶＥ低減効果を含まない目標総工事費である。

※目標価格とは、機構が交付図面に基づいて算出した価格であり、予定価格（に準ずるもの）として扱うものではなく参考価格として扱うものである。１次審査適格者の１次審査提示価格が目標価格を超えた場合であっても１次審査適格者を技術交渉の対象者として扱う。

５　２次審査（技術交渉）　１次審査に適格であると通知された競争参加者に対し、ＶＥ提案書と価格提案書の提出を求め、全ての競争参加者と技術交渉（ＶＥ提案に係るヒアリング等及び価格交渉）を実施し、交渉を踏まえた交渉後価格提案の提出を求める。

※価格の拘束性　１次審査提示価格≧当初価格提案≧交渉後価格提案≧入札価格

６　枠組み協定型一括入札方式に関する事項

⑴　入札参加者は１⑷に示す各工事（以下「個別工事」という。）ごとに見積った金額の合計額をもって入札するものとする。

⑵　落札者は、当機構と個別工事の契約に関する事項等を定めた協定書を締結しなければならない。

⑶　個別工事の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。

⑷　１⑷に示す契約予定工事の契約締結時期や予定工期の変更を行う可能性がある。

⑸　１⑷において、契約予定工事６については事業計画変更及び管理者協議の完了を以て契約することとしているが、協議調整等の結果、当機構が施工しない場合がある。

７　入札手続等

⑴　担当本部等

①　申請書及び資料に関する事項
〒163―1382 東京都新宿区西新宿６丁目５番１号（新宿アイランドタワー17階）
独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　技術監理部　工務課　電話03―5323―2432

②　平成29・30年度の一般競争参加資格の認定　〒163―1313 東京都新宿区西新宿６丁目５番１号（新宿アイランドタワー13階）
独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　総務部　経理課　電話03―5323―0631